

令和 6 年 1 0 月 8 日

障害福祉サービス事業者等

管理者各位

高松市健康福祉局障がい福祉課長

令和 6 年度からの食事提供体制加算に係る経過措置終了に伴う加算取得要件の確認について(周知)

平素から、本市の障がい福祉行政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、令和 6 年度報酬改定においては、通所系サービスにおける食事提供体制加算が見直され、それまでの要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与又は献立の確認を行い、②利用者ごとの摂取量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算できることとなり、この変更について令和 6 年 9 月 3 0 日までの経過措置が設けられていたところです。

経過措置期間終了を迎えるに当たり、現在食事提供体制加算を取得されている事業所におかれては、要件を満たした体制が確保できているか改めて御確認いただき、1 0 月以降も加算を取得する場合は、下記について不備のないよう適切に御対応ください。

また、今後当該加算の取得を検討されている事業所におかれても、御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること

管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。

また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。

献立の確認については、献立の作成時から関わることを望ましいが、作成され

た献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。

また、献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。

(Check)

- ・第三者からクックフリーズ等で食事の提供を受けている場合で、提供業者内部の管理栄養士等が献立作成に関与又は確認していることの確認が取れていない場合は、改めて提供業者へ確認し、その記録を残しておくこと。
- ・事業所において調理している場合で、管理栄養士等が不在の場合は、香川県栄養ケアステーション等へ献立の確認が可能か相談するなどし、体制を確保するとともに、確認いただいた事実がわかる記録を残しておくこと。

2 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること

摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。

摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1／2」、「全体の○割」などといったように記載すること。

摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。

3 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること

おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。

また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に③を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。

なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。

【参照】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

【担当】

高松市健康福祉局障がい福祉課 指導監査係
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
TEL: 087-839-2333